

令和7年度

山形県伝統工芸品等産業新規従事者
支援奨励金 募集要領

(申請期限)

<令和6年度に本奨励金の支給を受けた方>

令和7年4月15日(火)【必着】

<令和6年度に本奨励金の支給を受けていない方>

令和7年6月30日(月)【必着】

(提出先及び問い合わせ先)

山形県産業労働部 県産品・貿易振興課 (ふるさと産業振興担当)

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

(電話)023-630-3316 (FAX)023-630-3371

※この要領は山形県ホームページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/110010/202407syoreikin.html>) から
ダウンロードできます。

令和7年4月

山形県 産業労働部 県産品・貿易振興課

山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金について

1 目的

本県が誇るべき技術や歴史を持つ伝統工芸品等産業について、後継者不足により技術の継承が大きな課題となっていることから、一定期間収入を得ながら技術習得ができるよう、新たな担い手の生活基盤を支える奨励金の支給等を行うことにより、新規従事者確保に向けた取組みを強化することを目的とします。

2 支給対象産業について

以下のいずれかに該当する製品を製造している産業を対象とします。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条に基づき、経済産業大臣から指定を受けた品目の製品（山形仏壇、山形鋳物、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布の5品目が該当します。）
- (2) 次に掲げる条件を概ね満たす製品
 - ① 主として日常生活の用に供されるものであること
 - ② 製造過程の主要部分が手工的であること
 - ③ 伝統的技術又は技法によって製造されるものであること
 - ④ 伝統的に使用されてきた原材料を用いていること
- (3) その他知事が伝統工芸品等に類するものと認める製品

3 支給対象者について

次に掲げる要件を全て満たす方を対象とします。

- (1) 奨励金支給申請書の提出を行う時点（以下「申請時点」という。）において、山形県内に住所を有している者
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - イ 申請時点において伝統工芸品等産業に係る個人事業の開業後3年以内の個人事業主であり、本奨励金の支給期間終了後、当該伝統工芸品等産業の個人事業を3年以上継続する意思のある者（個人事業の開業前に伝統工芸品等産業の製造事業所に勤務していた経験のある者を除く）
 - ロ 申請時点において従事事業所での従事期間が3年以内の者であり、本奨励金の支給期間終了後、従事事業所に3年以上従事する意思のある者（従事事業所の代表者が申請者の2親等以内の親族である場合を除く）
- (3) 過去に従事事業所以外の事業所に従事し奨励金の支給を受けたことがない者
- (4) 山形県税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - ロ 本人、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

- ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ニ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

4 奨励金の内容について

(1) 奨励金の額

100,000円×A

A：令和7年度における勤務事業所での従事月数又は個人事業の従事月数

なお、以下に該当する月は従事月数に含まれません。

- ・事業所における各月の最初の勤務日の時点で雇用されていない場合
- ・各月1日時点で個人事業を開業していない場合
- ・従事事業所の雇用開始後又は個人事業の開業後36か月を超える場合
- ・従事時間数が80時間を下回る場合

(2) 支給期間

最大3年間

ただし、本奨励金の予算は年度単位ですので、今年度の支給決定者に対して来年度以降の支給を確約するものではありません。

5 申請手続きについて

(1) 提出書類

- ① 支給申請書（別記様式第1号）
- ② 本人調書（別記様式第2号）
- ③ 誓約書（別記様式第3号）
- ④ 推薦書（別記様式第4号）

※④は応募者本人ではなく従事事業所の代表者の方から記載いただく書類です。

なお、個人事業主の場合は御自身で記載してください。

- ⑤ 従事事業所との雇用契約書の写しその他の雇用契約の内容が確認できる書類又は個人事業の開業届出書の写し
- ⑥ 申請時点までの従事事業所でのタイムカードの写し、出勤簿の写しその他の労働時間が確認できる書類
- ⑦ 奨励金の振込先とする新規従事者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請期限

- ① 令和6年度に本奨励金の支給を受けた方
令和7年4月15日（火）【必着】
- ② 令和6年度に本奨励金の支給を受けていない方
令和7年6月30日（月）【必着】

(3) 提出先・方法

提出先：山形県産業労働部 県産品・貿易振興課（ふるさと産業振興担当）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
(電話)023-630-3316 (FAX)023-630-3371

提出方法：持参又は郵送で提出してください。

(4) その他

審査の過程において、上記の資料以外に追加資料の提出をしていただく場合があります。また、提出いただいた書類の返却はできかねますので、御了承ください。

6 支給者の決定について

(1) 選定方法

① 令和6年度に本奨励金の支給を受けた方

令和6年度から継続して支給要件を満たしている場合は支給決定者とします（再度の面接はありません）。

② 令和6年度に本奨励金の支給を受けていない方

支給者の決定については、外部有識者等により構成する審査会（申請者の面接含む）において審査を行い決定します。詳細については申請者あて後日通知します。

なお、申請者が個人事業主の場合は、審査会の前に事務局による事前審査（申請者の面接含む）を行います。こちらも詳細については申請者あて後日通知します。

(2) 審査基準

審査基準は、次の①～③のとおりです

① 技術消失の危険度

② 本人の適性

③ 従事事業所の将来性

※当該項目は「推薦書（別記様式第4号）」の内容を基に採点を行いますので、可能な限り詳細に記載してください。

(3) 結果の通知

支給者の決定後、申請者に対して速やかに支給又は不支給の結果を通知します。支給決定となった方には、今後の手続き等について別途お知らせします。

7 支給の決定を受けた者の義務

当奨励金の支給の決定を受けた場合は、以下の項目を順守してください。

(1) 支給の決定を受けた後速やかに、令和7年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金概算払請求書兼従事状況報告書（以下「請求書」という。）を提出しなければなりません。

(2) 支給の決定をした月の翌月から毎月、従事した月の翌月10日までに請求書を提出しなければなりません（請求書の提出がなければ奨励金を支給できませんのでご注意ください）。

(3) 従事時間が80時間を下回る月については、請求書の代わりに令和7年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金変更支給申請書兼従事状況報告書を提出しなければなりません。

(4) 以下のいずれかに該当することが判明したときは、奨励金の支給の決定の全部又は一部

を取り消す場合があります。支給の決定を取り消した場合、それまで支給した奨励金を返還していただく必要があります。

- ① 奨励金の支給期間終了後3年以内に離職したとき
 - ② 奨励金の支給期間終了後3年以内に伝統工芸品等産業に係る個人事業を廃業したとき
又は知事が廃業と同等の状況にあると判断したとき
 - ③ 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき
 - ④ 令和7年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金支給要綱に違反する行為があったとき
 - ⑤ 奨励金の支給の目的に著しく反する行為があったとき
- (5) 奨励金の支給に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、支給年度終了後5年間保存しなければなりません。

8 新規申請者の交付決定までのスケジュール（予定）

申請期限	6月30日（月）	【申請者→県】
事前審査	7月中旬	【事務局による審査】
支給者選定審査会	8月中旬～下旬	【外部有識者等による審査】
支給決定	8月末	【県→支給決定者】
県への請求書提出	9月中旬	【支給決定者→県】
支給開始	9月末	【県→支給決定者】

※スケジュールは前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 その他

本奨励金の支給決定者に対して、食糧支援及び家賃支援（県外からの移住者に限る）を実施します。

具体的な内容、申請条件等については、支給決定者に別途お知らせします。